

マイナンバーカードの 健康保険証利用促進のための 施設内設計とお声かけ方法

2024年9月発行



2024年12月に健康保険証の新規発行が終了します。マイナンバーカードの利用を前提とした、窓口でのお声かけ、院内や薬局での案内、事前のリマインドにご協力ください

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進にもご尽力いただいておりますこと、誠にありがとうございます。

2024年12月2日より、現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを基本とする仕組みに移行いたします。厚生労働省といたしましては、2024年12月までの間に、実際の医療現場において、可能な限り多くの患者の皆様方にマイナンバーカードを使用していただくとともに、医療現場においても準備を進めていきたいと考えております。

窓口でのお声かけ

院内や薬局での案内

事前のリマインド

効果検証

複数の医療施設にて利用率向上施策の効果検証を行い、効果のある取組をまとめています

※ 施策を始めてから、利用率が上がり始めるのは1ヵ月程度かかります。

上がり始めると順調に伸びる傾向にあるため、「最初の1ヶ月間の粘り強い継続」が効果を上げるためには重要です。



のぐち内科クリニック

受付で一言目に「マイナンバーカードをご利用ください」と案内しています



シンノウ薬局

施設内にメリットを記載したポスターなどを掲載し、患者さんに寄り添った案内をしています



医療法人財団明理会 明理会東京大和病院

受付のわかりやすいところに顔認証付きカードリーダーと案内ポップを設置しています

医療機関向け総合ポータルサイト マイナ保険証利用率増加に向けた取組に掲載予定

まずはマイナンバーカードの利用を促進させる効果がある施策のうち、特に重要な3つの施策（星印 ★）から始めてみましょう

※ 医療DX推進体制整備加算の基準や点数については9ページを参照してください

窓口でのお声かけ

- 1 「マイナンバーカードをご利用ください」と案内時にお声かけしましょう ★
- 2 マイナンバーカード持参していない方に、持ち歩きの安全性について説明し、次回利用をうながす ★
- 3 利用を迷われた方に、マイナンバーカードを利用するメリットと情報共有の安全性について説明する

院内や薬局での案内

- 4 受付のわかりやすいところに顔認証付きカードリーダーと案内ポスターを設置する ★
- 5 入り口の扉等、目に入る位置にマイナンバーカードでの受付を告知するポスターを掲示する
- 6 受付や会計場所に、メリットを訴求したり、不安を解消するポスターや配布用資料を設置したりする

事前のリマインド

- 7 受診時等の持ち物欄や予約画面に「マイナンバーカードをお持ちください」とわかりやすく記載する
- 8 予約電話時に「マイナンバーカードをお持ちください」と積極的に案内する

1 「マイナンバーカードをご利用ください」とお声かけしましょう

※マイナンバーカードの利用意向がない方に対して無理に使っていただく必要はありません

お声かけ後、患者さんがマイナンバーカードの利用を迷われた場合の対応は下記を参照ください

2

今日持っていない
持ち歩くことが不安な場合

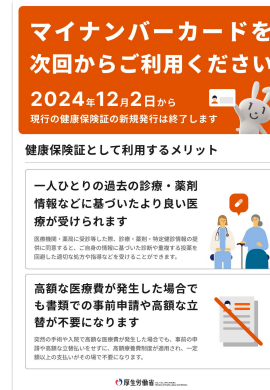


受け答え例

「マイナンバーカードは持ち歩いても問題ないです。万が一落としたり無くした場合、利用を一時停止できます。また、個人情報を調べることはできない仕組みになっています。来院・来局される際、安心してお持ちください。」

3

メリットがわからない
情報提供について不安がある場合



受け答え例

「マイナンバーカードで受付すると医師・薬剤師が診療・薬剤情報を確認することができ、より安全な医療を提供することができます。同意された過去の診療・薬剤情報等のみ共有されます。同意していない情報が共有されることはありません。ぜひ、ご利用してみませんか？」



マイナンバーカードを自然に使える環境を整えましょう

マイナンバーカードを受付で
使うことを事前に想起できる

お声かけとポスターで
受付場所が一目でわかる

次回の利用を検討できる

4

ご来院の患者さま、
マイナンバーカードで
受付してください✓

今回お持ちでない方は、次回ご持参ください

マイナンバーカードを使うと
過去の薬歴や病歴に基づいた
診療を受けることができます

2024年12月2日から
現行の健康保険証は発行を終了します

入り口の扉に
掲示する

マイナンバーカードを
ご利用ください

5

マイナンバー
カード受付



顔認証付きカードリーダーと案内ポスターを
受付に向かって歩いてきた際、
目に入るところに配置する

窓口から
お声かけする

6

受付や会計場所にポスターを掲示
可能であれば資料を配布する

マイナンバーカードを
次回からご利用ください
2024.12.2日から
現行の健康保険証の発行は終了します

健康保険証として利用するメリット

- 一人ひとりの過去の診療・薬剤
情報などに基づいたより良い医
療が受けやすくなります
- マイナンバーカードを提示した
場合で、必要な情報を
迅速に提供できます

マイナンバーカードは
持ち歩いて
大丈夫

- あなたのマイナンバーカードを持って、
他人が手触りするものではありません。
他人のマイナンバーカードを勝手に使わないでください。
- にチップには、医療機関、役所や年金などのプ
ライバシーの強い個人情報が入っています。
- 紛失したときでも、マイナンバーカードフリー
ダイヤルでは24時間365日無料でカード一時
利用停止を受け付けています。

0120-95-0178

マイナンバーカードを使うことを躊躇してしまう環境は避けましょう

事前準備ができない

マイナンバーカードを
利用する案内やお声かけがない

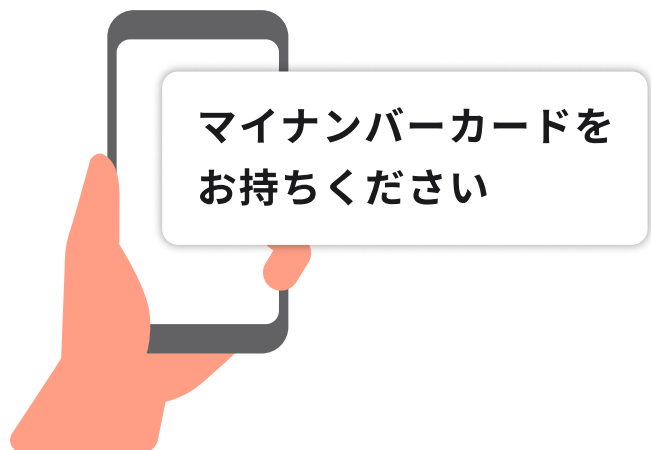
次回持ってくる
きっかけがない



患者が医療機関や薬局を受診等する前に、マイナンバーカードを持っていくことを思い出すための工夫をしましょう

7

ホームページ



当日の持ち物や予約画面等に「マイナンバーカードをお持ちください」と記載する

8

電話予約



予約時に「マイナンバーカードをお持ちください」とお伝えする

具体例

マイナンバーカードを自然に使えるようにするための施策例



1. スタンドやアクリルボードでポップを立てかける



2. 大きめのポスター（A3・A2）を印刷して、掲示する



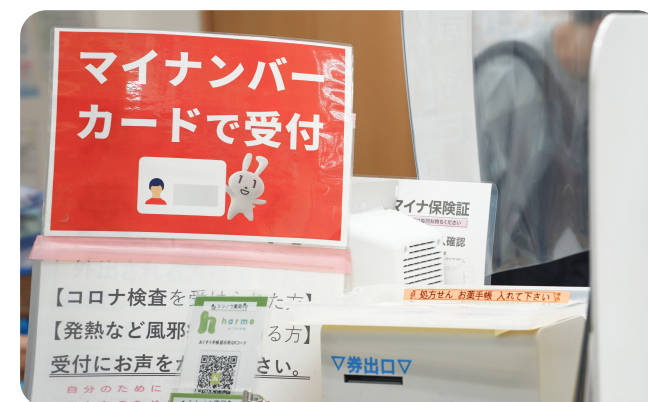
3. チラシを受付や待合場所にて配布する



4. 再来受付機から顔認証付きカードリーダーへの導線を設ける
※病院の場合



5. マイナンバーカード専用の受付レーンを設ける
※病院の場合



6. 処方箋受付窓口と顔認証付きカードリーダーの位置を近づける
※薬局の場合

2024年10月以降、質の高い医療を提供するために、医療DXに対する体制を確保した医療機関・薬局に対して、医療DX推進体制整備加算を新設します。詳しくは、[「医療DX推進体制整備加算について」](#)をご覧ください

医療DX推進体制整備加算	令和 6 年10月～12月		令和 7 年 1 月～	
	利用率実績	点数	利用率実績	点数
1	15%	医科：11点	30%	医科：11点
		歯科：9点		歯科：9点
		調剤：7点		調剤：7点
2	10%	医科：10点	20%	医科：10点
		歯科：8点		歯科：8点
		調剤：6点		調剤：6点
3	5%	医科：8点	10%	医科：8点
		歯科：6点		歯科：6点
		調剤：4点		調剤：4点

※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。

※ 令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年末を目途に検討、設定。